

平成30年度第1回大磯町情報公開制度運営審議会 会議録

日 時：平成30年4月25日（水）午後2時00分から2時50分まで

場 所：大磯町保健センター2階研修室

出席者：審議会委員 安達和志会長、藤中敏弘会長職務代理者、吉池信之委員

事 務 局 総務課 齋藤課長、柳田副課長兼係長、佐藤主事

傍 聴 者 0人

内 容：

1 開会

- ・ 会議資料確認

3 議題

(1) 会長・会長職務代理者の選任について

- ・ 大磯町情報公開制度運営審議会規則（以下「審議会規則」という。）第2条第1項及び第3項の規定に基づき、互選により安達和志委員を会長に、会長の指名により藤中敏弘委員を会長職務代理者に選任

- ・ 安達会長挨拶

※ 審議会規則第3条第1項の規定により、以後の議事進行は、安達会長

- ・ 委員全員の出席があり、審議会規則第3条第2項の規定により会議成立
- ・ 会議録の作成説明（要点筆記とし、発言者個人名を記載しない。）
- ・ 審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、会議を公開と決定

※ 傍聴者 なし

(2) 行政情報公開審査会答申の公開について

○ 概要説明

事務局より資料に基づき説明

○ 質疑応答・審議

【会長】

資料1に挙がっている市町村名は神奈川県内全てというわけではないということでしょうか。

【事務局】

そうである。全てではないが、近隣の状況について記載している。

【会長】

近隣では二宮町が大磯町と同じ条文の体裁だが、公開していないということでしょうか。

他は条例上、公表が明記されている。そもそも大磯町でこれまで答申の公表をしてこなかった経緯はあるのか。

【事務局】

特段の理由はないが、以前は審査会の件数が少なかったため、あまり議題にならなかった。答申が確定次第、実施機関に答申を、また審査請求人に答申の写しを送付しており、一番関心のある審査請求人に届いているため、そういった声が挙がらなかった。

【会長】

審査請求人への答申の送付は、実施機関ではなく審査会事務局が行っていたのか。

【事務局】

そうである。

【会長】

正式な裁決以前に答申を送付していたのか。

【事務局】

たまたま同じタイミングで渡すこともあるが、基本的には答申の確定した日付で送付している。

【会長】

では、実施機関とは別に審査会事務局から送付していたということ。その点について、条例上の根拠や内規はあるのか。

【事務局】

内規で定めている。大磯町情報公開条例の解釈及び運用の基準のマニュアルの中に、審査会が答申を行ったときは、審査請求人と参加人等に答申の写しを送付しなければならないとあり、その基準に基づき運用し、実施している。

【会長】

そのマニュアルは配布されているか。

【事務局】

情報公開ハンドブックの76-1ページにある。

【会長】

情報公開ハンドブックの条例第12条の解説【運用】9(1)に記載がある。これに基づき、審査請求人に対し答申の写しを送付していたが、答申の内容の公表については、特にマニュアルもなく対応を行っていなかったところ、近年、町民から公表すべきという意見があったということだが、それを踏まえていかがか。

【委員】

現行条例では、運用状況の公表で中身の公表となると、基本的には規則でも対応できないので、条例改正を前提に考えるということによいか。

【会長】

事務局としては、条例改正を想定しているのか。

【事務局】

できれば条例改正まではいかず、運用状況の公表を広く読み込み、運用の中に組み込んでいければと考えている。神奈川県の情報公開審査会の資料を添付しているが、答申としてすぐにホームページに掲載し、毎年、運用状況の公表の中でも簡略化した答申を載せている。町としても、運用状況の公表の一環という形で考えていきたい。

【委員】

すると、全文公表ではなく、概要公表という形か。

【事務局】

概要としてしまうと事務局の作業の手間もかかるため、なるべくそのまま載せたほうがよいと考えている。答申を受けた本人も、町が概略を載せることにより、町の解釈を載せているのではないかとトラブルになる可能性もある。それを防ぐためにも、載せるのであれば全文を載せるようにしたい。

【会長】

神奈川県が載せているのは概要か、全文か。

【事務局】

全文である。この後、毎年の運用状況の公表の中で、概要を掲載していた。

【会長】

神奈川県ホームページ上で見ることができるということだが、県の条例では答申の内容の公表という規定はないのか。

【事務局】

そこまで調べきれていない。

【委員】

葉山町のような条例の書き方だと問題はない。運用状況の公表ということで解釈してよいのだろうか。公表すること自体は好ましいと思うが、現行法令で対応可能かどうかの問題である。

【会長】

寒川町や葉山町の条例では、答申書の写しでなく内容の公表と書いてある。答申書そのものを公表すると個人情報を含んでいて差し障りがあることがあるため、個人情報の部分は〇〇とする等、適宜対応した上で公表するべきだと思う。一旦公表すると、出版関係で各自治体の答申集が出回ることもあり、個人情報や、場合によっては法人情報についても、黒塗りや〇〇等ある程度加工する必要があるので、条文上も内容の公表としているのではないか。これは、文章自体はそのままだが、公表に差し障りがあるものについては適宜記号等に変えて、という主旨ではないかと思う。国の行政機関情報公開法でも、審査会設置法という法律で、写しについては審査請求人に送付し、答申書の内容を公表するという使われ方をしているので、それに倣って公表という解釈をする。また、時代は答申書の内容公表という流れに動いている。

問題は根拠づけだが、必ずしも条例改正でなければならないことはないのではないか。答申書の内容を加工するということであれば特に不利益が生じることもなく、公表することで説明責任も果たすこととなる。ただし、ハンドブックへの記載だけでは不十分だと思う。

【事務局】

ハンドブックは内規扱いなので、不十分と思う。

【会長】

すると、条例施行規則あるいは情報公開審査会審議要領に書き込むのがよい。先程の審査請求人に答申書の写しを送付することも含め、両方とも明文化したほうがよいと思う。基本的には今後、答申の内容について公表していくという方針は委員の皆様も異論ないか。

【委員】

異議なし。

【会長】

根拠としては、規則ないし要綱・要領の改正を検討していただきたい。要綱・要領でもよいが、規則の改正ができればその方が望ましい。

【事務局】

条例第20条に「この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。」とあり、それに基づき条例施行規則があるので、この中で明記できればよいと思うので、事務局内で調整できればと思う。

【委員】

神奈川県は条例の書き方は大磯町と同じだが、審査会規則によって、「審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。」とある。

【会長】

それを参考に検討をお願いします。

(3) 平成29年度情報公開制度運用状況報告について

○ 概要説明

事務局より資料に基づき説明

○ 質疑応答

【会長】

6 ページの請求に対する処理の一覧表を見ると、非公開の件数が今までは1～2件だったものが7件、存否応答拒否も0件から2件と増えており、これもあって審査請求の件数も昨年から増えているという状況にあるが、これは何か事情があるのか。

【事務局】

他者に対する具体的な税の状況や、中学校給食の問題や裁判等に関わるのものなど、内容的に非公開に該当すると判断するものが多かった。

【会長】

非公開が決まった理由としては、法人情報としての非公開が一番多いのか。

【事務局】

どちらかというと第5号の事務事業の実施に関するものが該当する。

【会長】

では、ここ最近増えているのは近年の特殊な状況ということで、今後増えるというわけではないのか。

【事務局】

なんとも言えないが、第5号については町が裁判に関わっている内容も多く取り扱っており、情報として外に出せないものということで、請求があった場合はそのように取扱っている。今後の見通しは難しいが、全体の件数が増える中で、このような請求は増加すると思われる。実施機関が出した判断に加え、事務局でも判断をして決定するが、どうしても納得いただけない場合に審査会に進んでしまうケースが最近多くみられる。請求に対し、その内容で決定してよいのかは、実施機関や事務局でも意見交換を重ねながら、確かな情報公開の運用を実施していきたいと考えている。

【会長】

特定の人が繰り返し請求されることが多いのか。

【事務局】

実際に多い。議員の方からの請求も多くある。

【会長】

請求者の人数は延べ人数か。実人数はどのくらいか。

【事務局】

延べ人数である。今のところ実人数は集計していないが、そういう切り口での集計も必要かと思われる。

【会長】

他の自治体では大量請求が時折問題になるが、こちらはいかがか。

【事務局】

大磯町では、「この内容を5年間分すべて」等、幅広く請求することは一部の人の傾向として見られる。

【会長】

その場合、窓口対応の際、大量になるということで調整してもらうこともあるのか。

【事務局】

ものによってはある。

【会長】

窓口対応の際、請求者本人がどこまで請求したいのかがわからないといけないうので、請求文書の対象を明確にするということが大切である。

【委員】

情報公開の申請書があるのか。それをファイルしていれば、同一の請求人なのか、わかるのではないかな。

【事務局】

データでも管理をしているので、集計しようと思えば、同一人物が何件か、すぐにわかる。

【会長】

他の自治体で他に問題になるのは、営業上必要な情報を、この制度を利用して入手しようと請求する場合がよくあると聞いたが、大磯町ではどうか。

【事務局】

営業目的の請求は、強いて言えば都市計画の地図などで、全体として大きな割合は占めていない。どちらかと言うと議員や特定の方に偏っている傾向がある。

【委員】

県外請求者はほとんどいないようだ。

【会長】

ほとんど町内のようなのである。大磯町では郵便による請求はできるのか。

【事務局】

郵便でも請求できる。

【会長】

地図出版業者や建築関係の図面等も請求してくる問題もあると思うが。そこまででないとすると、本来の情報公開の目的に従って運用がされている印象を受ける。

(4) その他

【事務局】

皆さんにご検討いただく情報公開制度について、今後、新たな事案があれば、また相談したい。本日報告した運用状況報告や件数について、6月の広報やホームページでも公表させていただく。

【会長】

次回の開催はいつ頃か。

【事務局】

案件が発生し、改正や見直しが必要になった際に開催したいと思う。その場合は別途ご連絡させていただく。

【会長】

では、以上で審議会を終了する。

4 閉会

(午後 2 時50分 終了)